

◎新潟県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年9月11日

新潟県十日町地域振興局長

1 退任

理事 中魚沼郡津南町大字上郷宮野原4691番地4 山本 光一

退任年月日 令和8年8月31日